

東京社会保険協会

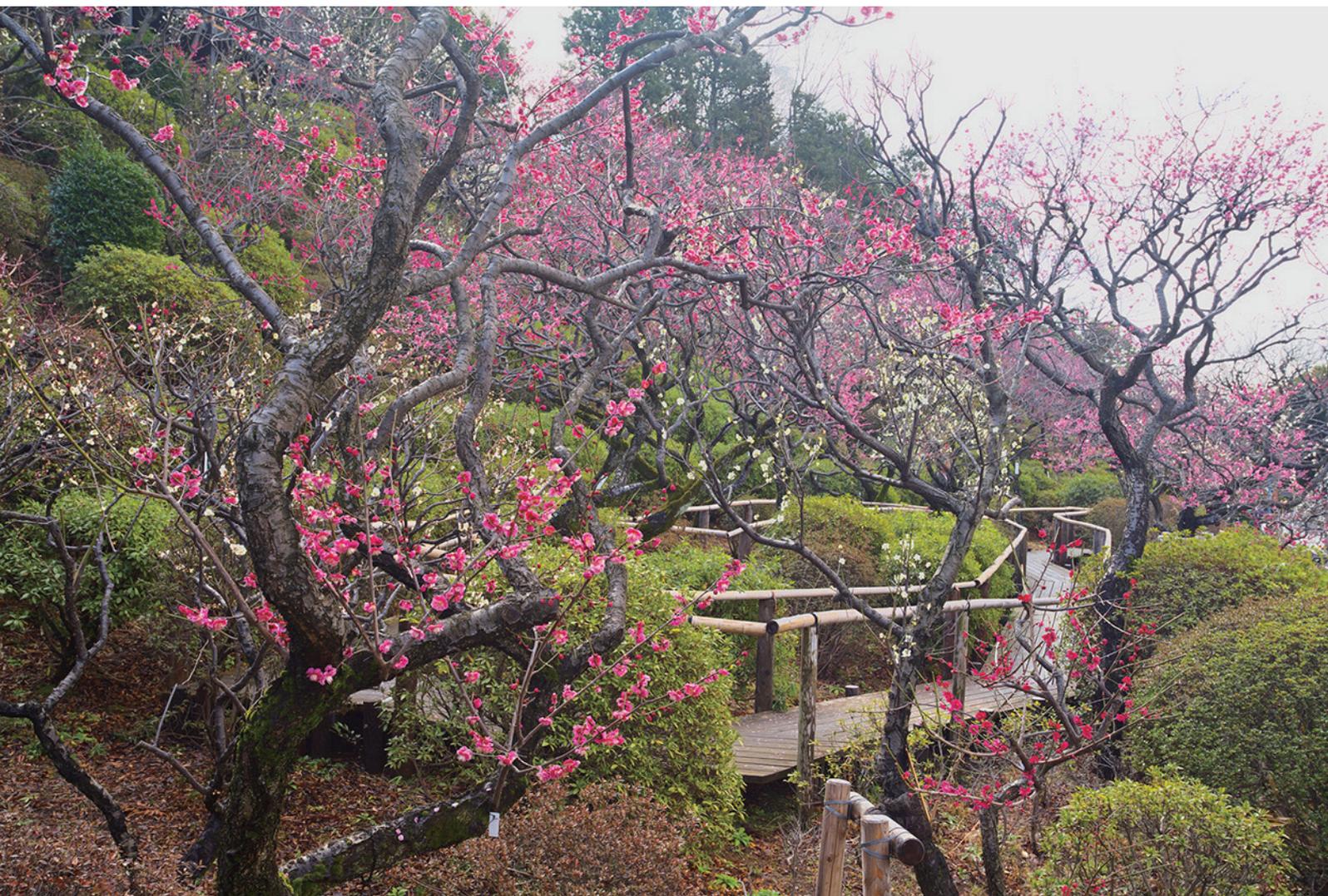
# 社会保険新報

2

FEBRUARY

平成29年/No.796

池上梅園（大田区池上）



## 目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
  - ・ 出産手当金を申請しましょう／2
  - ・ 出産育児一時金を申請しましょう／3
  - ・ 申請書の記入漏れはありませんか？／3
  - ・ 平成29年度の協会けんぽ東京支部の健康保険料率は9.91%となる予定です／3
- 日本年金機構からのお知らせ
  - ・ Twitter（ツイッター）による情報発信／4
  - ・ 70歳以上被用者の届出／5
  - ・ 国民年金ひとことメモ／5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
  - ・ 業務提携 PET検査・眼科ドック／6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
  - ・ 東京社会保険協会 加入のお願い／7
  - ・ 会員事業所変更等に関するお願い／7
- すいそう
  - ・ 東西南北／8

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

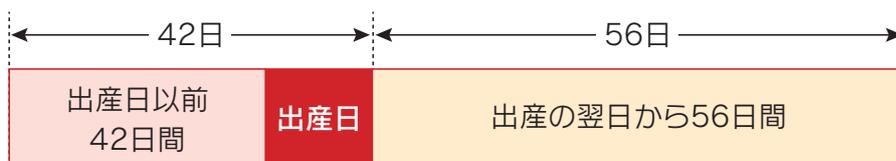
**出産で会社を休んだときは 出産手当金を申請しましょう**

出産手当金は、被保険者（ご本人）が出産のために会社を休み、その間に給与の支払いがなかったときに、申請により支給されます。

**支給期間 いつからいつまで？**

■ **出産予定日に出産した場合** または **出産予定日より早く出産した場合**

出産の日以前42日間（多胎妊娠の場合は98日）から出産の翌日以後56日間までのうち、会社を休んだ期間を対象として支給されます。ただし、出産日は出産日以前の期間に含まれます。



■ **出産予定日より遅れて出産した場合**

予定日より遅れた日数についても、支給されます。



**支給金額 いくらもらえるの？**

**1日あたりの支給金額**

$$\left( \frac{\text{支給開始日の属する月以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{30} \right) \times \frac{2}{3}$$

支給開始日とは、最初に出産手当金が支給された日のことです

支給開始日の属する月以前の継続した期間が12か月間に満たない場合

- 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
  - 28万円（当該年度（平成28年）の前年度（平成27年）9月30日における協会けんぽの全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）
- いずれか少ないほうの額を使用して計算します

**申請 手続き方法は？**

「**出産手当金支給申請書**」に必要事項を記入し、

- 会社を休んだ期間についての**事業主の証明**
  - 出産に関する**医師または助産師の証明**
- を受けて、協会けんぽ東京支部にお送りください。

**申請書 入手方法は？**

協会けんぽ東京支部ホームページからダウンロードできます！

協会けんぽ東京



■ **傷病手当金との関係**

平成28年4月から、出産手当金と傷病手当金の支給要件をどちらも満たしている場合、**傷病手当金が出産手当金の額より多ければ、その差額が支給される**ようになりました。

■ **時効について**

出産手当金を受ける権利は、出産のために会社を休んだ日ごとに、**その翌日から2年を経過すると、時効により消滅**します。

協会けんぽ以外の健康保険の方は、加入されている健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」）まで

# 協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

**ご本人やご家族が  
出産したときは**

## 出産育児一時金を申請しましょう

出産育児一時金または家族出産育児一時金は、**出産費用の負担を軽減**するため、被保険者（ご本人）または被扶養者（ご家族）が出産したときに、申請により支給されます。妊娠4か月（85日）以上の早産・死産・流産なども対象となります。

### 支給金額 いくらもらえるの？

	出産予定の医療機関等が産科医療補償制度に	
	加入	未加入
妊娠22週以降の出産	1児につき <b>42万円</b>	1児につき <b>40.4万円</b>
妊娠22週未満の出産	1児につき <b>40.4万円</b>	

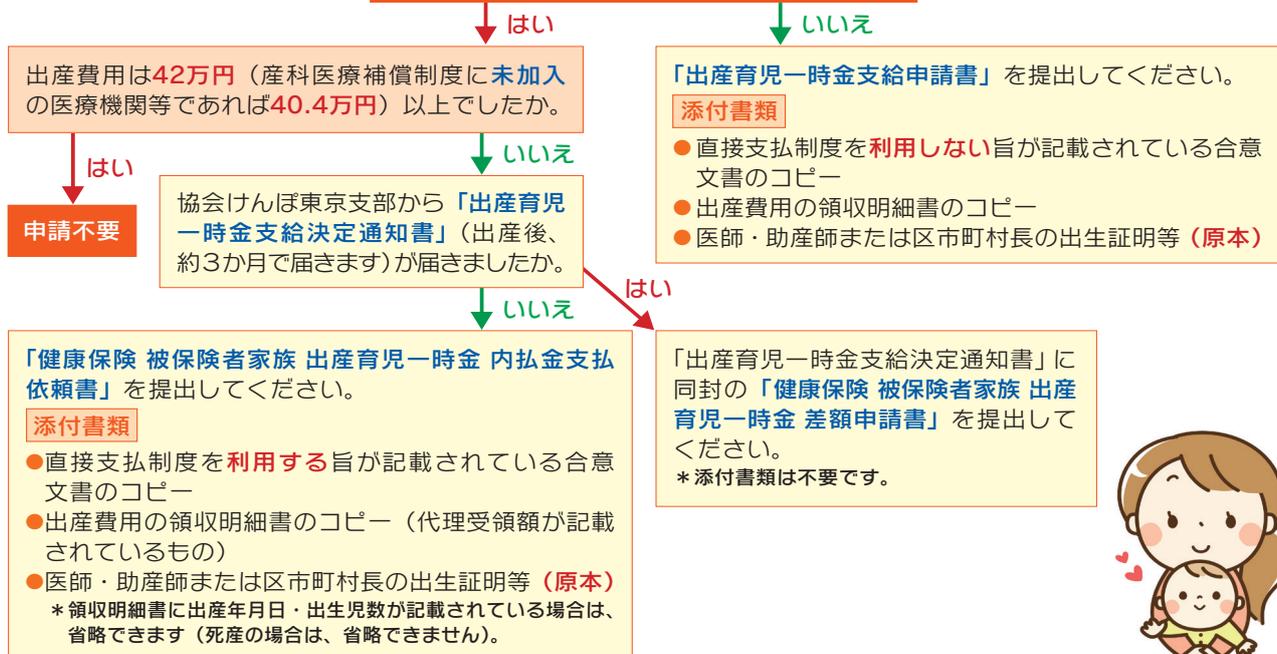


#### Point

産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性まひ児への補償制度で、医療機関等が加入します。掛金相当分（1児につき1.6万円）が、出産育児一時金に上乗せされます。

### 申請 手続き方法は？

#### 直接支払制度を利用されますか？



**💡** 出産育児一時金を受給する権利は、出産の翌日から2年を経過すると、時効により消滅します。

## ご注意ください 申請書の記入漏れはありませんか？

協会けんぽでは、申請書に記載された内容で各種給付金等の審査を行っています。記入漏れがあると、適正な審査ができないため、いったん申請書をお返すことになります。提出前に、**記入漏れがないかを必ず確認**してください。

#### 記入漏れが多い箇所の例

- 【**出産手当金支給申請書**】 出産のため休んだ期間（申請期間）
- 【**傷病手当金支給申請書**】 療養のため休んだ期間（申請期間）

## 平成29年度の協会けんぽ東京支部の健康保険料率は9.91%となる予定です

平成29年3月分（4月納付分）から、協会けんぽの健康保険料率が9.91%となる予定です。詳しくは、次号（『社会保険新報』平成29年3月号）をご覧ください。

協会けんぽ以外の健康保険の方は、**加入されている健康保険組合等にお問い合わせください。**

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」）まで



日本年金機構からの **お知らせ**  
Japan Pension Service

## Twitter (ツイッター) による情報発信

日本年金機構では、Twitter (ツイッター) を利用して、各種手続きや送付する通知書など、公的年金に関するさまざまな情報を発信しています。

普段からツイッターをご利用の皆様は、この機会にぜひ、日本年金機構のアカウントをフォローしてみてください。

日本年金機構のツイッターアカウント

@Nenkin\_Kikou



### 【参考】平成28年後半のツイッター掲載内容

掲載月日	掲載内容
7月	1日 国民年金の納付猶予制度が変わります！
	12日 事業主・社会保険事務ご担当の皆さま（「賞与支払届」の提出について）
	26日 国民年金保険料の納付が困難な方へ（保険料免除・納付猶予制度について）
8月	25日 年金受給者の皆さまへ（「扶養親族等申告書」について）
10月	5日 健康保険・厚生年金保険の加入対象が広がります！
11月	1日 年金の予約相談をおすすめします
	7日 11月は「ねんきん月間」です
	28日 年金の日に簡単・便利な「ねんきんネット」の活用を！
12月	1日 「わたしと年金」エッセイ受賞作品の発表

### ⚠️ ご注意ください！

- 利用者からのリプライ（返信など）やダイレクトメッセージ（非公開）などを通じたご意見については、業務の参考とさせていただきますが、お答えはしません。
- 国・政府機関・地方公共団体または公共性の高い機関のアカウントについては、必要に応じてフォローしますが、それ以外のアカウントは、フォローしません。
- お使いのブラウザの種類など、閲覧環境によっては、リンク先のページを読み込めないなどの閲覧について支障が生じる場合があります。



▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所 (<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>) まで



## 70歳以上被用者の届出

平成19年4月1日以降、70歳以上被用者に、60歳代後半の在職老齢年金制度が適用されています。70歳以上の従業員を採用した、または、従業員が70歳になったときは、事業主は下記の届出を忘れずに行ってください。

### 70歳以上被用者 とは

70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に新たに使用される、または、70歳未満の被保険者が70歳到達後も継続して使用される場合で、次に該当する人です。

- 【対象要件】
- ① 過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する人
  - ② 適用事業所に使用され、かつ、厚生年金保険法第12条の適用除外に該当しない人



### 70歳以上の従業員を採用した、または、従業員が70歳になったときに行う届出

#### ● 厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届

厚生年金保険の被保険者が70歳到達後も継続して使用されるとき、70歳以上の人を新たに採用したとき、70歳以上が退職または死亡したときに、事業主が提出します。

#### ● 厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届

70歳以上被用者について、定時決定を行うとき、随時改定に該当したとき、賞与を支払ったときに、事業主が提出します。

#### ● 厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届

3歳未満の子を養育している70歳以上被用者が、育児休業等終了後に受け取る報酬が育児休業前の報酬に比べて変動している場合に、随時改定の要件に該当しなくても標準報酬月額相当額を改定することができます。その際に、70歳以上被用者の申出に基づき、事業主が提出します。

### 留意事項

事業主は、7月1日現在で使用している全被保険者の3か月間（4月～6月）の報酬月額を、「算定基礎届」により届け出ますが、70歳以上の従業員を採用した、または、従業員が70歳以上になったときは、「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」も、あわせて提出してください。

### 国民年金ひとことメモ

## 国民年金の任意加入制度

やむを得ない事情により、国民年金保険料を納められなかった期間や国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて年金額が少なくなります。そこで国民年金には、本人の申出により、60歳以上65歳未満の5年間に、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる任意加入制度があります。

#### Q 任意加入の条件はありますか？

- 次の①～③のすべての条件を満たす人です。
- ① 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
  - ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
  - ③ 20歳以上60歳未満で国民年金保険料の納付月数が480月未満の人

#### Q 任意加入の手続きはどうすればよいですか？

お住まいの区市町村の国民年金担当窓口にて、「年金手帳」「預貯金等の通帳」「印鑑（金融機関届出印）」「身分確認に必要なもの」を持参してください。  
なお、任意加入は、申出を行った日からとなります。

#### Q 毎月の国民年金保険料はいくらになりますか？

A 月額16,260円（平成28年度）です。  
納付方法は、口座振替となります。前納制度もあります。

#### Q 任意加入による年金額の増額はいくらになりますか？

5年間加入したと仮定した場合、次のとおりです。

1年間に受け取る年金の増加額	97,500円
10年間に受け取る年金の増加額	975,000円
20年間に受け取る年金の増加額	1,950,000円

※平成28年度の国民年金保険料および年金額で計算しています。

ご不明な点は、お住まいの区市町村の国民年金担当窓口もしくは年金事務所へお問い合わせください。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室  
完備 からのお知らせ

**業務提携** **PET検査・眼科ドック**

フィオーレ健診クリニックでは、PET検査・眼科ドックを専門機関や専門病院との業務提携により、実施しています。

フィオーレ健診クリニックで健診を受けられた方は、当該年度、割引料金で受診していただけます。

**PET検査** **ご予約・お問い合わせは、直接、下記の提携先へ**

PET検査とは、がんの検査方法のひとつです。従来の検査方法と組み合わせることで、早期がんの発見に威力を発揮します。しかも1回の検査でほぼ全身をチェックでき、安全で身体的な負担が少ないことも大きな特色です。

フィオーレ健診クリニックで健診を受けられた方は、当該年度、**通常料金の1万円割引**で受診できます。

**検査コースおよび料金** 検査の流れなどの詳細は、[日本医科大学健診医療センターのホームページ](#)をご覧ください。

コース	全身PET検査	頭部MRI検査	血液検査 (腫瘍マーカー含む)	通常料金(税込)
Aコース	●			129,600円
Bコース	●	●	●	156,600円
Eコース	●(脳PET検査含む)	●	●	183,600円



**提携先・検査実施場所** **日本医科大学健診医療センター** (東京都文京区千駄木1-12-15)

**PET検査予約専用電話** **03-5814-6651** 日本医科大学健診医療センターのホームページからオンライン予約も可能です。

- ご予約の際、「フィオーレ健診クリニックで健診を受けた」と必ずお伝えください。
- 検査当日のお申し出の場合、割引料金ではなく、通常料金となります。ご了承ください。
- 検査当日、フィオーレ健診クリニックの健診結果表(コピー可)をご提示ください。

**眼科ドック** **ご予約・お問い合わせは、直接、下記の提携先へ**

脳の情報の80%以上は視覚を通して集められるといわれ、日頃からパソコンやスマートフォン、携帯電話などで目を酷使する現代では、目にかかる負担は想像以上です。

目の病気は、かなり進行しないと自覚症状が現れず、気づいたときには深刻化している場合もあります。自覚症状のない病気の早期発見・早期治療にもつながる、“眼”の健康診断を受けてみませんか?

フィオーレ健診クリニックで健診を受けられた方は、当該年度、**通常料金の1割引**で受診できます。

**検査項目および料金** 検査内容などの詳細は、[お茶の水・井上眼科クリニックのホームページ](#)をご覧ください。

検査項目	検査時間	料金(税込)
問診、他覚的屈折検査、自覚的屈折検査、 お手持ち眼鏡視力検査、眼圧、眼位、調節機能、 両眼視、視野検査、三次元眼底解析検査(OCT)、 眼底撮影、涙液検査、角膜内皮細胞検査、 細隙灯顕微鏡検査、診察	約120分	通常料金 21,600円 → <b>割引料金 19,440円</b>



**提携先・検査実施場所** **お茶の水・井上眼科クリニック** (東京都千代田区神田駿河台4-3 新お茶の水ビルディング18F)

**眼科ドック予約専用電話** **03-3295-7735** 電話の際に、自覚症状の有無をお伺いする場合があります。

- ご予約の際、「フィオーレ健診クリニックで健診を受けた」と必ずお伝えください。
- 検査当日のお申し出の場合、割引料金ではなく、通常料金となります。ご了承ください。
- 検査当日、フィオーレ健診クリニックの健診結果表(コピー可)をご提示ください。

次号(3月号)は、平成29年度の健診の予約についてご案内する予定です。

**フィオーレ健診クリニック**

大江戸線副都心線「東新宿」駅 A2 出口 から徒歩1分

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211  
お問い合わせ TEL 03-5287-6217

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00  
土曜日健診実施日 9:00～12:00

健診およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。



東京社会保険協会 からのお知らせ

『社会保険新報』  
読者の皆様へ

東京社会保険協会 加入のお願い

一般財団法人 東京社会保険協会は、昭和21（1946）年3月、東京都内における健康保険および厚生年金保険の適用を受けている事業主の皆様を会員として設立された、社会保険制度の普及・発展に寄与し、被保険者および被扶養者の皆様の福利厚生を図ることを目的とした法人です。

本会は、社会保険事務講習会・セミナー、契約宿泊施設の利用料補助、レジャー施設の利用料割引、各種健康診断などの健康増進事業を通じ、社会保険制度の周知と健康づくりのお手伝いをさせていただいています。

これらの事業は、年1回お願いしている協会費を唯一の財源として実施しています。

本会の事業にご理解を賜り、ぜひご加入くださいますよう、よろしくお願いたします。



**年会費**（会費有効期間 4月1日～3月31日） 会費は、消費税の課税対象外です。

被保険者数	年会費	被保険者数	年会費
10人未満	3,500円	200人以上 500人未満	19,600円
10人以上 30人未満	4,800円	500人以上 1,000人未満	24,300円
30人以上 50人未満	7,300円	1,000人以上 2,000人未満	36,500円
50人以上 100人未満	9,800円	2,000人以上	48,600円
100人以上 200人未満	14,600円		

- 詳しい事業内容は、本会ホームページ <http://www.tosyakyō.or.jp/shibu/index.html> をご参照ください。
- 入会申込書は、[http://www.tosyakyō.or.jp/shibu/pdf/nyukai\\_01.pdf](http://www.tosyakyō.or.jp/shibu/pdf/nyukai_01.pdf) から入手してください。

東京社会保険協会  
会員事業所の皆様へ

会員事業所変更等に関するお願い

事業所名・事業所所在地・電話番号・会費年額などの変更は、下の【会員事業所変更連絡届】にご記入のうえ、FAXでご連絡ください。

【会員事業所変更連絡届】

	変更前	変更後
事業所名（会員番号）		
事業所所在地		
電話番号		
会費年額		
その他の連絡事項		

お問い合わせは、東京社会保険協会 会員事業グループ まで  
TEL 03-5292-3596 FAX 03-3209-1759



## オヤジたちの休日 PART 2

編集委員 小池 敏夫



私に関わるいくつかのグループがある。毎年定例で、それぞれのグループごとに1泊の研修旅行を企画・実施している。プランナー、コンダクター、ガイド、ドライバー、マネージャー等々。カタカナ

の役割は、すべて私。毎回集うメンバーは、ほぼ同じ顔ぶれ。当然のことながら、メインとなる研修はそれなりに充実させるが、参加メンバーの思惑は別にある。

それは、毎回私が企画するオプションツアー。数年前の話になりますが、ご多分に漏れず、「せつかくの九州だし、研修終了後は当然有志でどこか回りますよね」と持ちかけてくる。こうなると、ご期待に応えずにはいられません。さっそく、旅程のプランニング。見学予定地の選別に始まり、レンタカー・宿泊施設の予約手配等々、参加者に喜んでもらい、かつ、満足して帰途についてもらえるか考える。そして、当然のことながら、リーズナブルにまとめ上げる。ここが腕の見せどころ。

どういうわけか、私、晴れ男。オプションツアーは、必ずといってよいほど天候に恵まれ、絶好の行楽日和。長崎を発って、一路熊本を目指します。通過する県は、佐賀、福岡。車中は、終始談笑が途絶えることなく、気がつけば熊本県。先般の震災では大きな被害を被った熊本城も、まだこのときは健在で威容を誇っており、参加者一同感動。宿泊は、阿蘇山のカルテラにある老舗ホテル。当然のことながら、夕食は宴会状態。賑やかに夜も更けていきます。

翌日は、ハードスケジュール。阿蘇山の火口見物。草千里ヶ浜での散策。そして、日本発祥の地・神都高千穂（とパンフレットに書いてありました）。道すから、阿蘇の伝統料理で昼食（日帰り温泉入浴付き）。炉端で味わう味噌田楽を参加者にご賞味いただき、旅行もクライマックス。熊本空港から一路東京へ。空港で搭乗を待つひととき、参加メンバーのいわく、「今回の旅行で、一気に5県も走破。やったね!!」と盛り上がる。なるほど、そういう感動の仕方もあるんだ。何気にあちこち旅して歩くことはたびたびなれど、何に感動するかは人それぞれ。世に観光名所は数々あれども、名所の所在県を数える人は如何ばかり。感動のポイントがチョット違う。

そこで、もうひとつ、旅行の話。おじさんブルー

プ十数名による房総1泊旅行。車3台で房総半島をぐるりと巡るコース取り。ご多分に漏れず、私、分刻みの綿密なスケジュールを策定。1分の間もなし。絶対にメンバー全員が納得する内容とほくそ笑む。さて、夕刻、御宿駅に集合した面々。まずは、宿泊施設で寛ぎのひととき。当然のことながら、その後は宴会とカラオケで大盛り上がり。参加者のあらかたが現役卒業者。出てくる話題は、「病気と介護と年金」。まともに考えれば暗くなるような話題だが、なぜか盛り上がる。人生を悟りつつある面々にとって、悲劇もまた「悲劇」という名の喜劇なのかもしれない。なんてささやいてみたりして。

「年寄りの朝は早い」なんていうのは嘘八百。夜寝るのが早いから朝の目覚めが早いだけ。起床ラッパを吹き鳴らして起こさねば、めったなことでは起き出さない。ましてや、夜更かししていれば。

そんなわけで、房総半島を巡るドライブは波乱含みのスタート。私の企画するツアーは、スケジュール通りの催行。始めよければ終わりよし。私が先導して、すべてのコースを巡る。ところがドッコイ。一筋縄ではいかないのが、筋金入りのオヤジ連。見学時間をセットしてあるにもかかわらず、「もういいや」とくる。次の見学地は徒歩で坂を下ると言うと、「上から覗いて見たから次に行こう」。拳句の果てに、「見たつもりで次に行こう」。終わってみれば、行程の半分もクリアできていない。

それでも、「とても楽しかった」ですって。皆で群れたことに感動。何もしないことに感動。だったら最初からもっとルーズなスケジュールにしたのに。それでも皆さんが喜んでくれるのであればよしとしますか。

さて、落ちの見える話となりましたが、人に喜んでもらいたいという思いからの繰返し、気がつけば、いつの間にやら全国47都道府県のうち、1県を余して足を踏み入れる結果となっていた。残すは、土佐の高知のはりまや橋。そのうち必ずカンザシ買いに行ってみたい。なんてネ。

予期せぬから感動。最近つくづく感じることは、予測できる結末を期待する輩が増殖していること。つまらない時代です。自分の人生の結末が視界に入ってきているからこそ感じることなのか。人も時代も予測できないからこそ醍醐味があるのであり、良きにつけ悪きにつけ感動が生まれるものだと思う。だからこそ、人生は期待を超える感動の旅なのかも。まさに予期せぬ感動こそ、人生を達観したオヤジたちの休日でしか味わえない醍醐味といえましょう。